

2017.09.01

CSR・ERM トピックス <2017 年度第 6 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2017 年 6～8 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<人権>

○武田薬品が 3 つのプログラムで SDGs に貢献することを公表

（参考情報：2017 年 6 月 30 日付 同社 HP）

製薬大手の武田薬品は、「途上国・新興国の人々の健康に貢献する予防活動」を重要テーマとして、今年度の 3 つの CSR プログラムを採択した。同社は優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献するとともに、医薬品の提供だけでは十分にサポートしきれない患者・家族を支援することを企業方針に掲げており、今回のプログラムもこれにもとづくもの。

これらのプログラムは世界 70 か国の同社従業員の投票によって決定したもので、27.5 億円を提供する。国連が定めた 2030 年に向けた開発目標である SDGs (Sustainable Development Goals) の目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」に貢献するものである。なお、昨年度の投票によって選ばれたプログラムも順調に実施されているとのこと（昨年度の実施パートナーは、国連財団、ワールド・ビジョン・ジャパン、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）。

採択されたプログラムの概要は次のとおり。

1. ユニセフ：「人生最初の 1000 日」への保健/栄養プログラム

概要：妊産婦、新生児・乳幼児への統合的な保健/栄養プログラムを通じ、生涯の健康の基礎を築く「人生最初の 1000 日」を改善する。

対象国：ベナン、マダガスカル、ルワンダ

期間：5 年間

総予算：10 億円

2. プラン・インターナショナル：南スーダン・シリア難民を対象とした包括的保健プログラム

概要：難民の中でも最も脆弱な立場に置かれた子どもや女性を対象に、「安全な水の供給」、「子どもの栄養改善」、「母親と乳幼児の健康改善」を包括的に実施し、難民の女性と子どもをはじめとする約 50 万人の健康状態を改善する。

対象国：エチオピア、ウガンダ、スーダン、南スーダン、エジプト、ヨルダン、レバノン

期間：5 年間

総予算：10 億円

3. ジョイセフ：アフリカの妊産婦と女性の命を守る ～持続可能なコミュニティ主体の保健推進プログラム

概要：コミュニティ主体の保健推進プログラムを通じて、予防の観点から正しい知識と保健サービスを草の根に届け、アフリカ諸国の農村部の女性と妊産婦の命を守る。
対象国：ケニア、タンザニア、ザンビア、ガーナ
期間：5年間
総予算：7.5億円

(出典：武田薬品の2017年6月30日付ニュースリリース)

<ESG>

○年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が「ESG 指数」を選定

(参考情報：2017年7月3日付 GPIF HP)

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は7月3日、日本株のESG指数*を3つ選定し、同指数に連動したパッシブ運用**を開始したことを発表した。

GPIFは、昨年7月～9月にかけてESGの効果により、中長期的リスク低減効果や超過収益の獲得が期待される指数の公募を行い、選定した。今回採用されたのは、ESG要素全てを考慮に入れる総合型の「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数」「FTSE Blossom Japan Index」の2つと、「S（社会）」のうち女性活躍に着目したテーマ型の「MSCI 日本株女性活躍指数（WIN）」の合計3つの指数である。なお、環境をテーマにした指数については、引き続き審査が続けられる。

今回の指数選定にあたっての主な評価ポイントは以下のとおり。

評価ポイント	概要
①ESG 重視、ポジティブ・スクリーニングが基本	・ ESG 評価を主軸とする指数であることに重点を置いて評価 ・ ESG 評価に基づくポジティブ・スクリーニング***を基本とする ・ 特定の財・サービスを提供する会社を形式的に除外せず、幅広い企業に指数の採用の機会を設けている指数を評価
②開示促進（公表情報ベース）、評価手法の改善	・ ESG 評価の精度向上に不可欠となる、「企業側の ESG 情報開示の促進」と「ESG 評価手法の改善」についての対応を評価
③ESG 評価会社のガバナンス・利益相反管理	・ ESG 指数においては採用銘柄の決定においてアナリスト等の「人」が介在する余地が大きいため、ESG 評価会社及び指数会社のガバナンス体制・利益相反管理の観点から複数拠点で現地実査を実施

GPIFは、今回選定したESG指数の活用が日本企業のESG評価が高まるインセンティブとなり、長期的な企業価値の向上につながるよう期待するとしている。また、当初は国内株全体の3%程度（約1兆円）で選定したESG指数に基づくパッシブ運用を開始し、中長期的に投資の効果を確認しながら、将来的には他のESG指数の活用やアクティブ運用などを含めてESG投資を拡大していくことを表明した。

* ESG 指数

企業が公開する情報をもとにESG要素を加味して銘柄を組み入れる株価指数。

** パッシブ運用

指数と連動した投資成果を目指す運用方法。

*** ポジティブ・スクリーニング

同業他社と比較して ESG 取り組みに対し積極的な企業を選択して投資する手法。これに対し、ESG に関する具体的な基準を設定し、基準に満たない企業を投資対象から除外する手法をネガティブ・スクリーニングという。

<事業継続>

○東京ガスが都市ガス小売全面自由化後初となる総合防災訓練を実施

(参考情報：2017 年 7 月 20 日付 同社 HP)

東京ガスは 7 月 20 日、内閣府中央防災会議が公表する首都直下地震と同程度の地震が発生したという想定で、関係会社および協力企業を含む同社グループの社員約 2 万 1 千人を対象とする総合防災訓練を実施した。

同社は、災害対応力の向上を目的として、1983 年から総合防災訓練を実施している。今年度は、本年 4 月 1 日からの都市ガス小売全面自由化*に伴い、ガス導管事業者（同社）と新規ガス小売事業者との連携が重要視されている点**を踏まえて、両者の災害時の連携の確認等も訓練要素として取り入れた。また、経済産業省や新規ガス小売事業者等も見学可能とした。

本訓練は 3 部構成となっており、概要は以下の通り。

訓練概要	
1 発災直後を想定した訓練	午前 9 時 00 分に大規模地震が発生したという想定で、同社の供給指令センター（24 時間 365 日ガスの供給を監視・コントロールする組織）が、発災直後に実施する予定の初動措置を実際に行う訓練。
2 初動段階（発災 4 時間後）を想定した訓練	・（新規ガス小売事業者との連携の必要性が高まると想定される）発災 4 時間後という設定で、様々な被災状況等を記した「被災状況カード」を各班に配布。各班が「被災状況カード」の情報を理解し、BCP に基づいて適切に対応できるかを検証する訓練。 ・ BCP の発動に伴う災害要員の調整などの重要な事項について、対策本部メンバーが実際に対応を審議する訓練。
3 復旧段階を想定した訓練	大規模地震発生時に導管事業者と小売事業者が連携・協力する各業務を具体的に解説した資料を展示し、一部については新規ガス小売事業者の管理者が体験するという訓練。

(同社 HP を基にインターリスク総研にて作成)

* 都市ガス小売全面自由化

2017 年 4 月 1 日より、現在、敷設されているガス管を利用して、これまでの都市ガス会社だけでなく、新しく参入する会社もガスを供給・販売することができ、消費者は会社を選ぶことができるようになった。

** 2016 年 7 月、経済産業省より「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」が発行され、「ガス小売事業者はガス導管事業者の設置する対策本部に必要な要員を供出する」ことなどが記載され、導管事業者と小売事業者との連携した対応が求められている。

<生物多様性>

○名古屋議定書に関する ABS 指針が施行

(参考情報：2017 年 8 月 18 日付 環境省 HP)

2017 年 8 月 20 日、名古屋議定書に対応した国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（以下、ABS 指針）」が施行された。

名古屋議定書は、生物多様性の重要課題の一つである「遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）」、すなわち ABS の実施を確保するための手続きを定める国際文書として、2010 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択されたものであり、日本は 2017 年 5 月 22 日に同議定書を締結した。同議定書はその締結国に対し以下を求めている。

- (1) 提供国の措置：「提供国の同意」「利益配分契約」を遺伝資源取得の前提とする確実・明確・透明なルール策定
- (2) 利用国の措置：自国で利用される遺伝資源が提供国法令を遵守して取得されることとなるためのルール策定
- (3) その他：ABSCH（国際クリアリングハウス）への提供国法令・許可証情報掲載等

今般施行された ABS 指針の概要は、以下のとおりである。

利用国措置	①適法取得の報告 提供国法令が適用される遺伝資源を取得し自ら国内に持ち込んだ者は、国際遵守証明書が国際クリアリングハウス（ABSCH）に掲載された場合、環境大臣に対して適法取得の報告が求められる ②モニタリング 適法取得の報告から概ね 5 年後に遺伝資源の利用に関連する情報の提供を求める ③適法取得の国内外への周知 適法取得及び利用に関する報告の内容を環境省ウェブサイトおよび ABSCH に掲載
提供国措置	日本に存在する遺伝資源の取得に際し、日本政府は PIC（許可等）を要求しない
指針における用語の定義	①遺伝資源 遺伝の機能的単位（遺伝子）を含む植物・動物・微生物その他に由来する素材で価値のあるもの ②遺伝資源の利用 遺伝資源の遺伝的または生化学的な構成に関する研究・開発を行うこと
指針の適用範囲	①名古屋議定書の適用範囲を超えるものには同指針は適用されない ②遺伝資源において適用範囲外となるもの 遺伝資源に関する情報（DNA 情報等）人工合成遺伝子、生化学合成物、ヒト遺伝資源、施行日以前に海外から取得した遺伝資源、遺伝資源の利用を目的とせずに購入したコモディティ（一般流通品） ③遺伝資源の利用において適用範囲外となるもの ・食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）が適用される遺伝資源の利用 ・パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（PIPF）の対象遺伝資源の利用 ・単なる培養、飼育、栽培 ・単なる製造用原材料使用、粉末・抽出物等の配合 等

(出典：環境省「ABS 指針パンフレット」および「遺伝資源の取得の機会及びその利用からなる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の概要について」よりインターリスク総研作成)

海外トピックス：2017年7月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<ESG 投資>

○国連責任投資（PRI）が格付会社と機関投資家の信用リスク評価と ESG の関係を分析したレポートを公表

（参考情報：2017年7月5日付 PRI HP）

国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment、以下 PRI*）は7月5日、「Shifting perceptions: ESG, credit risk and ratings PART1 THE STATE OF PLAY」を発表した。

本レポートは、ESG 情報が信用リスクに与える影響を分析することを目的に、PRI が格付会社9社・機関投資家約1700社を対象に ESG 情報をどのように考慮しているかなどについて調査を行い取りまとめたもの。

調査結果の要旨は以下の通り。

- 格付会社・機関投資家が信用リスク評価時に ESG 情報を考慮する動きは全体としては強化されつつある。
- 格付会社・機関投資家ともに、ESG 情報のうち、「ガバナンス」に関する情報は信用リスクに直結するものと考え注視している傾向にあるが、定量評価のしやすさや、昨今の気候変動への関心の高まりなどを踏まえ、「環境」への注目も高まっている。
- 一方で、格付会社は信用リスク評価時に多くの ESG 情報を考慮しているものの、機関投資家の中には、ESG 情報を信用リスク評価に組み込む体系的な仕組みが確立されていない組織が多く、両者の間で ESG 情報の捉え方・信用リスク評価への反映度合にはかい離がある。このかい離を埋めていくためには、格付会社の信用リスク評価手法等に関するさらなる透明性の確保と、両者間のコミュニケーションの活性化が重要である。

本レポートは三部構成の第一部であり、二部以降のレポートは、次年度以降作成予定。

* PRI

機関投資家が環境・社会・ガバナンス（ESG）の課題を投資の意思決定プロセスに取り込み、受益者のための長期的な投資成果を向上させることを目的として、2006年4月に当時の国連事務総長であったアナン氏によって提唱された原則。2010年には、日本国内における PRI と責任投資の普及活動を行う PRI ジャパン・ネットワークが発足した。

<持続可能性>

○仏英が相次いでガソリン車販売停止を発表、世界の脱化石燃料に拍車かける

（参考情報：2017年7月 仏英政府 HP など）

フランス・英国両政府が7月、相次いで将来ガソリン車・ディーゼル車の国内販売を停止する方針を明らかにした。

先行したのはフランス政府で、7月6日の発表（下表）によると、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、2040年までにすべての内燃機関車（石油、石炭、ガス）の販売を段階的に停止する。補助金などで電気自動車（EV）への買い替えを促進するほか、国内の発電所でも化石燃料の使用を停止する方針。

フランス気候変動対策プランの概要

【目標】 2050 年にカーボンニュートラルを達成する	
運輸	①2040 年までに内燃機関車両の販売を停止 ②2022 年時点でガソリンとディーゼル燃料の課税水準を統一
電力	①2022 年までに石炭火力を全廃 ②2025 年時点で原子力の割合を 50%に引き下げ（現在は 75%） ③2040 年までに化石燃料による発電を停止
全般	①2030 年時点で炭素課税を 100 ユーロ/トンに引き上げ（現在は 30 ユーロ/トン）

一方、英国政府が 7 月 26 日に発表した方針でも、フランスと同様に 2040 年までにガソリン・ディーゼル車の新車販売を全面停止し、その後 10 年間で全廃する。国内の大気汚染や地球温暖化の防止を目的としており、国内の大気汚染が深刻な地域での車両乗り入れ禁止や通行課金などを講じる地方自治体向けの予算も別途確保する。

車の脱化石燃料の動きは両国以外でも検討が進んでいる。欧州では、オランダやノルウェーが 2025 年までの販売停止を検討しているほか、ドイツは 2030 年を目指す。欧州以外でも、インドが 2030 年までに全廃する目標を設定している。なお日本政府は 2030 年までに新車販売に占める次世代車（EV やプラグインハイブリット車）の割合を 50～70%に引き上げる目標を示している。自動車メーカーの間でも再生可能エネルギーへのシフトが明らかになっており、スウェーデン大手のボルボは 7 月 5 日、2019 年以降の全モデルを EV またはハイブリット車（HV）のみとする方針を打ち出した。

こうした政府・企業の決断の背景には、世界規模で低炭素経済への移行を求める社会的な気運の向上がある。2015 年に採択されたパリ協定を契機に、気温上昇を 2℃未満に抑制することを目指し、各国が具体的な計画を策定している。化石燃料の埋蔵量のうち 3 分の 2 は燃やせないため、2℃目標を達成するには、再生可能エネルギーへのシフトは必須となっている。

なお気候変動の影響は自然災害の増加に留まらず、水資源や食糧生産の不足、原材料価格の高騰など企業への影響も大きい。2℃目標に沿った温室効果ガスの排出削減を宣言するイニシアティブ「Science Based Targets」（2015 年発足）への参加企業は 297 社に達し、事業運営に必要なすべての電力を再生可能エネルギーでまかなうことを目指す「RE100」（2014 年発足）への参加企業は、世界的な著名企業を中心に 102 社に上っている。

Q&A：CSR・ERM等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

最近耳にする機会が増えている「エシカル消費」とは、なんですか？企業として知っておくべきポイントを教えてください。

Answer

1. エシカル消費とは

エシカル消費（倫理的消費）とは、環境や人・社会、地域に配慮した消費行動を表す言葉です。

その配慮の範囲は、製品を使用する段階での品質や安全性のみならず、製品の原材料の調達、製造、使用、廃棄までのライフサイクル全体を通した社会や環境への負担や影響、という広い概念を包含しています。

近年の消費者のエシカル消費に対する関心の高まりを受け、消費者庁は2015年5月から2年間で計10回の調査研究会を開催し、今年4月にその研究成果を公表しました（「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ。以下「取りまとめ」）。

下の表は、取りまとめで例示された「エシカル消費」の具体例です。消費者が考える社会課題によってその対象は多岐にわたり、今後も社会の変化とともに多様化することが予想されます。

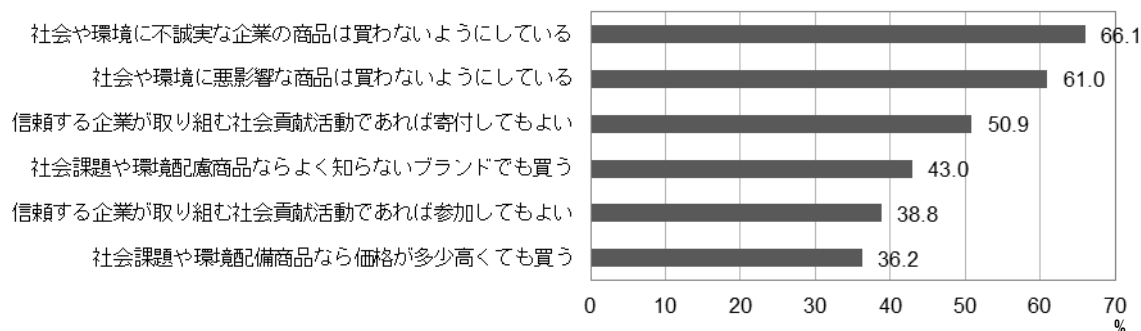
【取りまとめで例示された配慮の対象とその具体例】

配慮の対象	具体例
人	障がい者支援につながる商品
社会	フェアトレード商品 寄付付きの商品
環境	エコ商品 リサイクル製品 資源保護等に関する認証がある商品
地域	地産地消 被災地産品
動物福祉（アニマルウェルフェア）	

なお、エシカル消費に関する消費者の認知や関心の高まりは、次のような調査結果からも見てとることができます。

Q. 社会・環境配慮商品の購買と企業の社会貢献活動への意識について
(4段階のうち「あてはまる」+「ややあてはまる」)

全体【n=1200】

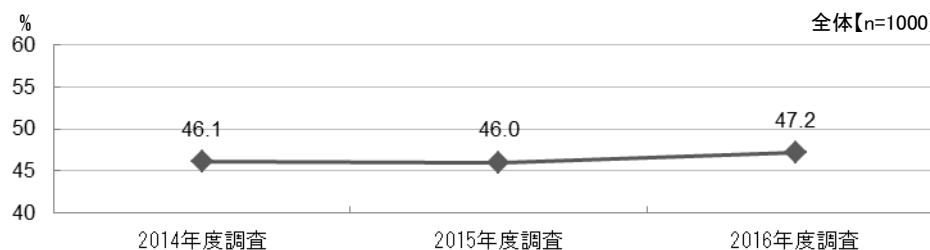


(博報堂研究開発局「2017年 生活者の社会意識調査」を基に弊社作成)

「社会や環境への配慮をしていない商品を選択しない」という回答が6割を超えています。

Q. お金の使い方に関する意識 [2014年～2016年] について
(「多少高くても、社会のためになる活動をしている企業の商品・サービスを購入したい」で「そう思う」と回答)

全体【n=1000】



(SMBC コンシューマーファイナンス「20代の金銭感覚についての意識調査2016」を基に弊社作成)

流行に敏感な若年層（20代）においても、45%以上が「社会のためになる活動をしている企業の商品を購入したい」と回答しています。

2. エシカル消費をめぐる国内外の動き

英国は、エシカル消費が定着した先駆的な国のひとつです。1989年に「倫理的な消費者」を意味する雑誌「Ethical Consumer」が創刊されたことに始まり、1990年代には市民の間に「バイコット＝倫理的消費に関連する企業の製品を積極的に選択して買う運動」が広がりました。その後、1998年にエシカルビジネスの推進を目的とした非政府組織（NGO）「エシカルトレードイニシアチブ」が発足し、同組織は後に「現代奴隷法」*のガイドライン作成にも関わることになります。さらに、2000年代はエシカルを標ぼうしながら実際は関連のない商品を扱う企業が増加したため、消費者保護のため関連の認証制度が発展しました。

なお、英国における2013年のエシカル消費の商品市場は780億円で、国内の年間総支出の約5%に相当します。

一方、世界的な規模でもエシカル消費の浸透が進んでいます。企業は、環境や社会（人権、貧困や労働問題等を含む）に配慮した事業運営によって持続可能な社会の実現への積極的な貢献を強く求められるようになっていきます。

【エシカル消費に関連する世界の動き】

年月	出来事	概説
2010 年 10 月	ISO26000（組織の社会的責任に関する国際規格）発行	企業を含む組織が取り組むべき 7 つの中核主題に「人権」「労働慣行」「環境」「消費者課題」を設定。
2015 年 9 月	国連総会にて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択	2030 年を期限とする持続可能な開発のため国際目標。17 の目標に「貧困」「気候変動」「エネルギー」「生産・消費」などを含む。
2015 年 10 月	英国現代奴隷法が施行	英国で活動する企業に対して、「奴隷と人身取引に関する声明」を年に一度自社の WEB サイトで公開することが義務付けられる。
2015 年 12 月	国連会議 COP21 でパリ協定が採決	全ての国における 2020 年以降の地球温暖化対策が国際協定として発足。
2017 年 1 月	ISO が倫理的な表示の標準化に向けてワーキングを発足	環境やフェアトレード等のエシカル消費に関する表示の多様化を受け、国際的な表示の標準化に関する検討を開始。
2017 年 4 月	ISO20400（持続可能な調達に関する手引）発行	ISO26000 の補完が目的の国際規格。調達時に必要な「説明責任」「人権尊重」「倫理行動」等の原則を定義。

日本においても、2011 年の東日本大震災の発生で、消費者や企業を含め社会全体に社会貢献や地域貢献の気運が高まりました。その後、2014 年に日本エシカル推進協議会が誕生。さらに、2016 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の持続可能性に配慮した「調達コード 基本原則」が設けられ、同大会で取り扱う物品やサービスの調達時に持続可能性への配慮が義務付けられることとなりました。

しかしながら、日本では「エシカル消費」の認知は緒についたところといえます。消費者庁が 2016 年 12 月に実施したアンケートでは、「エシカル消費」という用語を知っているとの回答はわずか 6%で、「エコ」や「フェアトレード」等よりも低いことが分かりました。こうした現状の中、官公庁や業界団体などがエシカル消費の認知向上や普及の推進を図っています。

3. エシカル消費関連のトピックス

（1）企業の取り組みを評価するための指標

2017 年 3 月、「消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク（SSRC）」が、各社のエシカル度調査に基づく通信簿を公表した。「持続可能な開発」「環境」「消費者」「人権」「社会・社会貢献」「平和・非暴力」「アニマルウェルフェア」の 7 項目について、公開情報に基づいて企業の取り組みを評価する仕組みを提示している。

（2）企業の本業を通じた実践

企業が本業を通じてエシカル消費を実践する方法はさまざま挙げられるが、大手百貨店各社は、2014 年頃よりエシカル商品を扱う店舗の開店やエシカル商品を集めた期間限定のイベントを開催し、流行やファッションに敏感な若年層（10～20 代）を主ターゲットにエシカル商品の浸透を狙っている。

(3) 自社取り組みの発信

2014年頃より、企業のCSR報告書、統合報告書等の中にも「エシカル（倫理的）消費」のキーワードが登場している。経営者の問題意識や第三者意見として触れられている他、以下のように具体的な取り組み項目として掲げている企業もある。

セブン&アイホールディングスは、HPと2016年のCSRレポートで「お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上」を5つ目の重点課題に掲げ、具体的な取り組み内容とともにエシカル消費の推進を明確に宣言している。

(4) バリューチェーンにおける課題・改善項目の洗い出し

花王は、2016年より全世界の調達先について倫理面のリスク管理を目的に、世界共通のアンケートを実施している。「労働基準」「健康と安全」「環境」「ビジネス倫理」のカテゴリーで、問題点や改善点を収集した。英国NGOが運営するサプライヤー倫理情報共有システムの「Sedex（セデックス）」を活用している。

これらのトピックスからも、エシカル消費への取り組みを通じて、他社との差別化やリスクの低減などが実現可能であることが認識できます。さらには、昨今のSRIの普及・拡大を考慮すると、株式市場における投資家からの評価も期待できます。

4. 社会の要請に応えるために企業がすべきこと

エシカル消費に関して、企業に求められるポイントは次の三点です。

- ・消費者が安心・納得して選択ができるように企業から十分な情報提供を行うこと
- ・消費者の声や社会変化に応じて自社の商品・サービスや事業運営に反映していくこと
- ・それらを実行するために必要な体制やルールを整えること

具体的には、以下の事項を踏まえて取り組むことが効果的かつ持続的にエシカル消費を推進していくことに繋がるでしょう。

(1) トップのメッセージ

- ① 自社の環境や製品・サービスの特性などを踏まえ、エシカル消費推進の方針やメッセージを社内外に発信する。
- ② 最新の動向を感度高く察知し、自社方針を不断にアップデートする。

(2) 推進体制の整備

- ① エシカル消費に関する取り組みを推進する部署を定め、社内の推進体制、仕組み、ルールを整備する。
- ② 自社の強みと弱みを洗い出し、取り組みを具体的に計画化し、推進部署による定期的な進捗確認を行う。

(3) 社内周知

- ① エシカル消費に関する社会の動向、自社の取り組みについて、役職員に対して勉強会などの機会を設定し、周知を行う。

(4) 課題・重点項目などの洗い出しと対応

- ① 原料調達～生産～流通～廃棄に至る商品・サービスの全過程に関わる社外取引先の選定方針

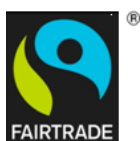
- や基準の作成時に、人権や環境などの社会的課題に配慮した内容を含める。
- ②新規取引の開始や契約継続時には取引先の順守状況の確認を徹底する。

(5) ステークホルダーとのコミュニケーションと商品サービスへの反映

- ①商品やサービスに関する基本的な情報に加え、エシカル消費の観点を含む情報（原材料調達や製造過程、望ましい使用・廃棄方法、価格差が出る場合はその理由、環境や人権への配慮の内容）等を、パッケージや店頭掲示、WEB、広告媒体等を使用してステークホルダーに発信する。
- ②ステークホルダーの期待を把握する機会を設け、意見聴取を行い、商品・サービスの開発や改良に役立てる。
- ③エシカル商品であることを表す認証マーク（下記は一例）を取得し、自社製品に表示することで、消費者へ積極的に取り組みを開示する。



エコマーク（日本環境協会）



国際フェアトレード認証ラベル（フェアトレード・ラベル・ジャパン）

* 現代奴隷法

人身取引や強制労働、性的搾取などの奴隷的な人権侵害を根絶するため、一定条件（売上高等）以上の企業に、自社の活動におけるそれらの人権侵害の確認を義務付けている。2016年4月以降に運用開始。1万社以上が対象という。

以 上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 リスクマネジメント第三部

TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）

TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017